平成15年(2003年)

From 2003 中核市・船橋

No.1046

0

0

で自立した生活を送ってもらいたい...。 市は、

高齢者

2特別養護老人ホー

ムの

ーピスを充実させるた

デイサービスやシ

0

0

整備を進めます

高齢者の皆さんに、住み慣れた地域や心安らぐ家庭

施策の指針となる「高齢者保健福祉計画・介護保険事

業計画」を見直し、

発行/船橋市 編集/福祉サービス部介護保険課 〒273-8501 船橋市湊町2-10-25 ☎047-436-2303 壓047-436-3307 ホームページ http://www.city.funabashi.chiba.jp/



でも生き生き と暮らせるように

呆

業の計画を策定

高齢者福祉課☎436-2352

ための方策などを定めて

本市は平成14年10月

を見直すとともに制度を 険事業計画では、保険料 の支援策などを、 と生活を送れるよう、そ

よりよく利用してもらう

ーセントを超え、 の人数が高齢者人口の伸 介護保険の要介護認定者 期間 (15~19年度) では、 ると予想されています。 という超高齢社会を迎え の4人に一人が55歳以上 ると、平成27年には国民 会に入りました。国によ 上の高齢者の割合が14パ びを上回って増加してい に、人口に対して65歳以 そのような中、計画の 高齢社

> - ピスを導入します し、安否を確認するサ らしの高齢者を訪問

くと推計しています(図 4グループリピング (身 いながら、家庭的な素 能の低下をお互いに補 齢者 5~ 9 人が身体機 おおむねの歳以上の高 の回りのことができる 行う施設) 囲気の中で共同生活を の整備を准

(図1)

新規の施策や取り組み 飪 画の内容 援護の必要な高齢者が 安心して暮らすために

1 2

①高齢者が安心して福祉 な利用ができるよう 用具や住宅改修の適正 に、事業者協議会の設 重と相談員制度導入を

- 65歳以上の人口 - 要介護認定者数

体の弱い高齢者が

生き生きと暮らすため

| 急性期 (治療の初期段

ます。

の主なものをお知らせし

ひとり暮らし高齢者 ピリテーションシステ が連携する地域のリハ めの病院を整備し、こ リテーションを行うた こを中心に各関係機関 ムをつくります や回復期にリハビ

介護保

郵便局員が、ひとり墓 取り組みます 中心とした保健事業に 査を行い、家庭訪問を の健康状態に関する調 と、高齢者のみの世帯

けて、入所順位を決定 の点数による基準を設 的に入所できるよう 本当に必要な人が優先 します (4月から実施) 養護老人ホー ムに共通 に、市内すべての特別

行政と地域 関係団体との連携を

等に対する指導・監査 査し整備を進めます。 可能かなどを十分に が適切な施設の経営が ます。社会福祉法人等 の2に加え、中核市と る費用では、 の権限が移譲されまし 認可や、社会福祉法人 とその法人が設置する え社会福祉法人による して3分の1を補助し た。また、整備に要す 特別養護老人ホー ムの い社会福祉法人の設立 ます。 中核市移行に伴 468床の整備を進め 現在の895床に加 国の3分

4通所や一時的入所のサ ①地域にある在宅介護支

を推進します アフリー のまちづくり 進めます ヨートステイの整備を

き生きとしたふれあいの都市」をめざして、積極的に

炒策を推進します。

高齢者保健福祉計画で いつまでも生き生き

高齢者一人ひとりが住んで良かったと実感できる「生

新たな5か年計画を策定しました。

日齢者が健やかに 暮らすために

||国が進める「健康日本 進します を作成し、効果的な健 くりのための基本指針 康増進、予防医学を推 21」を踏まえた健康づ

②学習、趣味、スポーツ、 社会活動を通して生き うために、老人クラブ、 がいづくりをしてもら 34館目となる西部保健 設します センターを17年度に開 動を推進します 度をつくり、地域に密 健康づくりに取り組む 食生活の面から市民の 着した食生活の改善活 食生活改善推進員」制 ため「(仮称)船橋市

4増えつつある高齢者へ の虐待について、早期 め、総合的なネットワ どの問題に取り組むた 発、情報の一元管理な 域住民への意識の啓 発見・早期対応、緊急 時保護システム、 クを早急につくりま

場を提供します とともに、地域交流の

高齢者にやさしいバリ

老人大学等との交流や

参加の機会拡大を図る

内で高齢者を支援する 者の連携を強化、地域 保健・医療・福祉関係 アチーム」を設置し、 る「地区高齢者地域ケ 援センター を中核とす 体制の充実を図ります

介護サービス利用者の実績と見込み (図2) (人) ■ 居宅サービス利用者 ■ 施設サービス利用者 8900 8033

12年度 13年度 14年度 15年度 16年度 17年度 18年度 19年度

要介護認定者数の実績と見込み

10000 8000 7204 6393 5597 6000 5097 3923 4000 3293 2572 2359 2157 1878 1994 1684 2000 1430 1539 Λ 13年度 14年度 15年度 16年度 17年度 18年度 19年度

公民館、図書館、老人福祉センター、 市役所11階の行政資料室で閲覧できるほ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は出張所、 市のホームページで概要をご覧になれます

生活保護世帯等

調整交付金 1%

市の負担金 12.5%

県の負担金 12.5%

> 国の負担金 20.0**%**

給付総額の見込み(図2)

150

100 50 住民税非課税世帯

1段階

2段階

3段階

4段階

5段階

6段階

階層区分(所得に応じた保険料徴収区分)

住民税課税世帯で本人は非課税

本人の前年の合計所得額が

本人の前年の合計所得額が200万円未満

本人の前年の合計所得額が500万円以上

平成15~17年度までの財源内容 (図1)

200万円以上500万円未満

65歳以上(1号) の人の保険料

22.0%

40~64歳(2号) の人の保険料

32.0%

ま す。

保険料の納め忘れ

にはご注意ください。

自己負担のめやす

(要介護3の人が利用した場合に支払う自己負担額)

サービスの種類

短期入所生活介護 (ショートステイ)

短期入所療養介護 (ショートステイ)

介護老人保健施設 (老人保健施設)

介護療養型医療施設 (療養病床等)

者等から直接相

ホー ム等の入所

特別養護老人

派遣事業

介護相談員

☆詳サー グァの利田老粉竿の供計主

談、希望、苦情

て施設側と意見 り、必要に応じ などを聴き取

交換し、

ij

痴ほう対応型共同生活介護(グループホーム)

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

訪問介護(身体介護1時間未満)

通所介護 (デイサービス)

通所リハビリテーション

限が行われることがあり 3割になるなどの給付制

平成15~17年度の保険料額

負担割合

基準額×0.45

基準額×0.7

基準額 x 1.25

基準額×1.5

基準額×1.8

げ額を150円に抑えま り崩すこととし、引き上

険料を滞納すると介護費用

(表2)

410円

657**円**

703円

994円

1,098円

843円

48,235**円** 51,362円

58,861円

負担額(15年度)

一旦全額自己負担した

特別な理由がなく介護保

ń

自己負担が1割から

約7億7700万円を取 険事業財政調整基金から

お知らせする予定です。 めに発送する納付通知書で

基準額

新たな介護保険事業計画を策定

問 在宅ケアセンター 介護保険課 •

見込みと負担割合によって した (表1)。

5段階から6段階に移行し ため、所得階層別保険料を 護保険料の負担を軽減する

の3種類から「身体介護 介護」「家事援助」「複合型

定しました。 変更になった るとともに、新たに第6段 合を0・05ずつ引き下げ 保険料の納付額は、6月初 階の負担割合を1・8に設 また、所得の低い人の介 第2段階の負担割 (表2)。

第 1 •

(F3

度の3年間の保険給付額の

きな要因となります(図

は介護保険料引き上げの大 環境が整えば増大し、それ

料は、平成15年度から17年

歳以上の人の介護保険

(6)

今後3年間の

介護保険料を改定

サービスを利用する条件や 決まります。給付総額は、

13

(表1)

1.350円

2,100円

3,000円

3,750円

4,500円

5,400円

広報 🚮

16.200円

25,200円

36,000円

45,000円

54,000円

64,800円

0円としました。介護保

保険料を基準月額300

ら、65歳以上の人の介護

ビス利用量の増加か 市は、高齢者人口やサ

年額保険料 月額保険料

の乗車又は降車の介助」が 合されて、「通院等のため 生活援助」の2種類に統

パーセント減) の改定を行 セント減(在宅で0・1パ る費用単価(介護報酬)を いました。 見直し、全体で2・3パー 険料の減額と利用者負担の 国は介護サービスにかか セント増、施設で4・0 成を実施しています。 ・第2段階の人に対し保 介護報酬の見直し

ど在宅サービスの利用者の 所介護 (デイサービス) な の負担は引き下げられます 人ホームなど施設サービス 負担が増加し、特別養護老 訪問介護が「身体

> ダー 活動支援事業 供を図り、よりよく利用し なっているケアマネジャー てもらうため、次のような 事業を計画に定めています。 介護保険制度で、

福祉サービスに関する地域 るとともに、保健、医療、 の個別指導や活動を支援す や関係機関との ・中心と 新設されるなど、介護保険 600

保険給付の円滑な 提供を図るための事業

この結果、訪問介護、

向上と円滑なサービスの提 介護保険サービスの質の ケアマネジメントリー

居宅サービスは1回あたり、施設サービスは1か月の額です 利用者が多いサービス、介護報酬が特に変わったサービス3 などを担う、ケ リーダーの養成、 アマネジメント 配置を進めます。 連携体制の構築

> スの改善を図るものです。 を派遣します。 定の養成研修を受けた人

対策として、本市では第

なお、

所得が低い人への

実施したうえで第三者評価 自己評価など必要なことを 利点があります。 事業者の 結びつけることなど大きな を把握し、サービス向上に 価を受けて具体的な問題点 と、また、事業者はこの評 切なサービスを選択するこ

え、報酬体系の見直しが行

法施行後3年の実績を踏ま

登録した事業者と契約する 担が大変なことから、市に えていたため、一 利用者が9割分を立て替 い制度の導入 住宅改修費の受領委任 利用者は事業者に

介護サービスの利用有数寺の推訂表 (単位:人)						
	区分	15 年度	16 年度	17年度	18 年度	19 年度
65歳以上の人口		83,487	88,054	92,619	97,186	101,752
要介護認定者数		9,395	10,596	11,863	13,198	14,598
(うち第2号被保険者)		(506)	(577)	(648)	(719)	(791)
	要支援	931	1,104	1,289	1,487	1,696
	要介護1	2,795	3,258	3,753	4,279	4,836
	要介護 2	1,881	2,092	2,313	2,545	2,786
	要介護 3	1,193	1,262	1,331	1,399	1,467
	要介護4	1,353	1,509	1,672	1,844	2,024
	要介護5	1,242	1,371	1,505	1,644	1,789
第1号被保険者の出現率		10.65 %	11.38 %	12.11 %	12.84 %	13.57 %
施設サービス利用者数		1,878	1,994	2,157	2,359	2,572
居宅サービス利用者数		5,597	6,393	7,204	8,033	8,900
サービス利用者総計		7,475	8,387	9,361	10,392	11,472

を検討していきます。 用者が必要な情報を得て適 第三者による評価は、 第三者評価への取組み 時的な負

うのある高齢者」に対する た。ところが「元気で痴ほ 介護の状況を伺っていまし ける必要があります。 めには、要介護の認定を受 できるよう、調査項目が変 しが行われ、適正な判定が ことから、国において見直 要介護度が低く判定される いては、心身の状況並びに これまで、認定調査につ 市では4月1日の申請者 介護サービスを受けるた

市から登録事業者に支払う 実施しています。 方法を採り入れ、 1割分を支払い、9割分は 4月から

認定調査項目が

変更されまし

た

から適用しています。